

社会福祉法人杜の会

2021 年度事業計画書

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)



I. 法人

「できないと思わない。できると信じる。

できることを探そう。明日に向かって。」

上記理念のキーワードは「あきらめない」こと「挑戦し続ける」ことです。

これは職員一人一人の心に刻むべき言葉であると同時に、利用者の皆様に届けたいメッセージでもあります。

2021（令和3）年度に向けて

2021年度の最重要課題は利用者の皆様と職員を「コロナ」から守ることです。

法人に関わる全ての人達が安心して健康に生き抜く環境を提供し続けること、これが使命です。

そのために人財の確保とその資質の向上を変わらず目指していきます。

更にそれぞれの事業内容の充実と人財の充足状況に合わせて組織体制を再構築していきます。又、介護報酬改定に伴い、基準や加算等に適切に対応できるように職員全体に研修などを通して周知徹底していきます。

人財育成の強化

利用者が求めるサービスを提供できるよう、現状に甘んじることなく変革の精神を持ち続け、社会に貢献できる人財を育成します。人財育成の為にスキルアップの支援と評価システムを構築していきます。

行事予定

別紙参照（各事業所含む）

組織

別紙参照

苦情解決

「苦情解決規程」に基づき適正に実施します。

Ⅱ-1. 介護老人保健施設平和の杜

1. 基本方針

- (1) 利用者の尊厳を尊重し、安心・安全な生活が送れるように支援します。
- (2) 在宅復帰・在宅支援を実現します。
- (3) 社会に貢献できる人材を育成します。
- (4) 安定した施設運営を目指します。

2. 計画内容

(1) - 1 利用者の尊厳の尊重

- ①インフォームドコンセント（説明と同意）、インフォームドチョイス（説明と選択）を行い、利用者の自己決定が尊重されるように支援します。自己決定が困難な場合は家族や後見人等により、利用者の意思ができるだけ保障されるように支援します。
- ②身体拘束廃止委員会
虐待（抑制）及び身体拘束による、身体的・精神的・社会的弊害を認識し、職員が共通の意識を持ち、利用者の安全と人権を保護するケアを実現します。

(1) - 2 安心・安全な生活

- ①施設サービス計画の作成・変更
利用者、家族を含めた多職種協働に重点を置き、今後の方向性に合わせて目標設定を行い施設サービス計画の作成、変更を行います。
- ②事故防止対策委員会
ひやりはっと事例の分析から、潜在的なリスクを把握することにより、事故を未然に防止し、看護・介護の質の保証・向上を図ります。発生した事故については、利用者の個別性、事故の影響度を考慮した対策を円滑に立案します。施設サービス計画に基づいた支援により、体調・身体機能の維持、生活しやすい環境整備を行い、事故予防に努めます。
- ③健康管理
医師は、利用者を定期的に診察します。看護職員は、利用者が安全にリハビリできるよう健康状態の把握に努め、異常を早期に発見し医師へ報告、医師の指示のもと迅速な対応をします。医師により医療機関での治療が必要と判断された場合は、利用者・家族へ病院受診を提案します。
また、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎については、施設内で治療可能と医師が判断をした場合は、施設内で治療を行います。

④褥瘡対策委員会

褥瘡対策委員会が主体となり、外部研修の受講や研修会の開催等、褥瘡予防の知識・技術向上に努め、褥瘡発症時は医師・看護職が中心となり多職種が連携し、早期治癒を目指します。

⑤感染対策委員会

感染対策委員会が主体となり感染症の流行状況を把握し感染症予防に努め、感染症発症時は多職種が連携し、感染拡大の防止と早期終息を目指します。

特に、新型コロナウイルス感染症については感染対策の徹底を継続します。

⑥ターミナルケア（倫理委員会）

利用者及び家族がターミナルケアを希望され医師がターミナルケア対象と診断した場合は、慣れ親しんだ環境の中、穏やかな最期を迎えることができるよう支援します。

また、実践したターミナルケアの残された課題はないか話し合い、ターミナルケアの質の向上を図ります。

⑦リハビリテーション体制の充実と支援

- ・リハビリ職員間で情報を共有し、利用者にとってより良い支援について常に検討し、教育・連携を充実させます。
- ・在宅支援においては入所早期での集中的なリハビリテーションを実施し、効果的な身体機能の向上、日常生活動作の維持・向上を図ります。
- ・認知機能の評価・介入を定期的に行います。利用者にとって生きがいや自分らしさを保つよう支援します。また、介護職員と連携を密に行い、入所中に楽しみのある生活を過ごして頂けるように充実したレクリエーション・余暇活動を提供します。
- ・介護指導や自主訓練指導を行い、利用者及び家族の身体的・精神的負担を軽減できるよう努めます。また、在宅復帰にあたっては家屋調査等を実施することで在宅場面での生活を想定した施設でのリハビリテーションを行います。その他、福祉用具の有効的な活用を検討します。

⑧口腔衛生管理の強化

利用者の口腔内の状況を把握し、状況に合わせて口腔ケアを行い口腔内の清潔を保ち肺炎予防に務めます。

⑨栄養管理

多職種協働での栄養ケアマネジメント計画に基づいた栄養管理を行います。いつまでも経口から美味しく食事を摂ることができるように健康・栄養状態、嗜好、形態を踏まえた食事の提供を行います。

⑩余暇活動の提供

入所中に楽しみのある生活を過ごして頂けるように充実したレクリエーション・余暇活動を提供します。

①排泄介助

利用者に合わせた排泄介助を行います。また、適切なおむつ類を使用できるように定期的に見直しを行います。オムツ費用削減に取り組み、年間 350 万円以下を目標とします。

(2) 在宅復帰・在宅支援

利用者が住み慣れた地域で暮らせるよう相談支援を行います。多職種や居宅支援事業所、他連携機関と連携し利用者の不安軽減に務めます。自宅以外の退所先の情報提供サービスを充実させます。

(3) 人財育成の強化

①新人、中堅職員の段階的指導を行い、施設内外の研修を計画的に実施する等、職員が自ら学ぶ機会を増やし、日々のケアに活かします。また、伝達講習会を行い、職員全体に周知することで知識・技術習得を図ります。

②接遇向上委員会

職員が接遇の重要性を認識し、接遇マナーの教育や推進をすることで職員一人一人の接遇マナーの向上を図る活動を行います。

(4) 安定した施設運営

在宅強化型（在宅復帰・在宅支援機能加算Ⅱ）の算定を目指しながら安定した利用率、加算型の継続算定を保てるよう努力します。

①ベッド利用率 98.3%以上を目指します。

②在宅復帰率 40%以上、ベッド回転率 10%以上を維持します。

3. 概況

(1) 利用者定員 入所 80 名 / 短期入所療養介護 空床利用

(2) 職員配置基準と配置数

職 種	基準	配置数	職 種	基準	配置数
施設長（医師）	1	1	理学療法士	1	7
看 護	8	1 2	言語聴覚士		2
介 護	2 3	3 2	作業療法士		1
支援相談員	1	4	事 務	1	6
介護支援専門員	1	3	施設管理		3
管理栄養士	1	1			

※支援相談員及び介護支援専門員は兼務。

※理学療法士等・事務・施設管理は他の事業所と兼務。

II-2. 平和の杜通所リハビリテーション

1. 基本方針

- (1) 質の高いサービスを提供し、安心・安全な生活が送れるよう支援します。
- (2) 利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

2. 計画内容

(1) - 1 質の高いサービス提供について

- ①これまで以上に自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取り組みを促す観点から、個別性を重視したサービス提供を強化します。理学療法・言語療法・作業療法・マシントレーニングなど、各リハビリテーションやトレーニングメニューの作成・提供・見直し・評価を行います。メニューの作成は在宅生活でより活用できる内容に努めます。心身機能に高い関心を持った多くの利用者が意欲的に取り組んでいただける個別性の高いメニューの構築、社会との関わりを深められる環境作りなども引き続き行います。

(1) - 2 安心・安全な生活について

①療養・生活相談

利用者及び家族の方々が住み慣れた地域でより質の高い生活を営めるよう、介護支援専門員・医療機関・包括支援センター・区役所等との連携を強化し、いかなる相談にも応じ、迅速かつ適切に対応します。

②日常活動

趣味活動や行事提供以外に利用者が身体機能に合わせた運動やトレーニングを時間帯に制限されることなく取り組める環境作りに努めます。

③健康管理

利用時の体調確認やバイタル測定・服薬管理・フットケア等、日々の健康管理・適切な指導を行います。また、病状に合わせた食事提供・口腔機能や嚥下状態等に応じた食事形態の選定・提供、適切なトロミ剤の使用など食事面からの健康管理に努めます。送迎時の検温・手指消毒・マスク着用の実施・施設内の定期的な換気・消毒など、安心して利用していただけるよう感染対策を強化します。

④送迎サービス

ご自宅到着時の検温により感染対策に努めるほか、車内では身体機能に合わせ適切な座席へご案内するなど、利用者が安全かつ安心して乗車できるよう、運行時の事故防止対策を強化します。

⑤事故予防

事故予防報告書作成・検討会議実施などにより、未然に事故防止に努め、安全かつ安心して過ごしていただける環境作りに努めます。

(2) 在宅ケアについて

- ①自立支援・重度化防止に向けて、理学療法士等による家屋調査の実施・生活動作及び環境の評価を行い、利用者自身又は家族等に日常生活上の助言・指導を行います。担当の介護支援専門員や福祉用具専門相談員など各事業所との連携強化に努めます。また、心身の機能維持回復を図るため、自宅で行なえるリハビリテーションや自主トレーニング等の活動を提供します。

3. 概況

(1) 利用者定員 40名(介護予防通所リハビリテーションを含む)

(2) 職員配置

職 種	配置数	職 種	配置数
管理者	1	言語聴覚士	2
看 護	1	支援相談員	1
介 護	8	管理栄養士	1
理学療法士	6	事 務	6
作業療法士	1	施設管理	4

※支援相談員は居宅支援介護事業所と兼務。

※理学療法士等は入所・訪問リハビリテーション・訪問看護ステーションと兼務。

※事務・施設管理は他の事業所と兼務。

II-3. 平和の杜居宅介護支援事業所

1. 基本方針

- (1) ケアマネジメントの質を高め、利用者が可能な限り居宅で生活を行えるよう支援します
- (2) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行います。

2. 計画内容

(1) - 1 在宅生活について

- ①利用者の解決すべき課題を把握し、心身の状況や環境に応じてインフォーマルサービスを含む多様なサービスが提供できるようにします。
- ②入院時の情報提供や退院時の情報共有を積極的に行い、自宅復帰後も適切に支援が行き渡るように支援します。
- ③職員の体調確認、手指消毒、マスク着用などの感染対策を実施し利用者の在宅生活を支援します。

(1) - 2 ケアマネジメントの質の向上について

- ①外部内部研修を実施します。
- ②事例検討を実施します。(事業所内では毎週、包括支援センター主催の事例検討会参加、他事業所との事例検討の実施)

(2) 公正中立な居宅介護支援について

- ①サービス提供事業所が不当に偏らないように注意します。
- ②多職種での連携をすすめ、ワンチームとして利用者支援を行います。

3. 概況

(1) 職員配置

	管理者	主任介護支援専門員	介護支援専門員	事務職員
配置数	1	3	5	6

※管理者は主任介護支援専門員と兼務。

※介護支援専門員1名は通所リハビリテーション相談員と兼務。

※事務職員は他の事業所と兼務。

II-4. 平和の杜訪問リハビリテーション

1. 基本方針

- (1) 利用者が要支援・要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ります。
- (2) 地域の在宅生活者の「生活を支える、リハビリ」を目指します。

2. 計画内容

- (1) - 1 利用者が可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
 - ①常に利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境等を総合的に判断し、適切にリハビリテーションを提供できるよう努めます。
 - ②利用者の様子や今後の展開について職員間で話し合い、どの職員が訪問してもその時の状態に合わせたサービスを展開できるよう努めます。
- (1) - 2 利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
 - ①身体的機能訓練だけを行うのではなく、利用者の「してみたい活動」に焦点を当て、活動・参加場面につなぐことができるよう広い視野で介入するよう努めます。
- (2) 地域の在宅生活者の「生活を支える、リハビリ」を目指します。
 - ①利用者が居住する地域で可能な限り生活できるよう、家族・介護者に対して介護負担軽減のための評価・助言をします。
 - ②居宅介護支援事業所の担当者や様々なサービスと情報を共有し、多職種連携に努めます。
- (3) 月間延べ件数 400 件を目指します。(2020 年度平均 350 件/月)

3. 概況

(1) 職員配置

	管理者	理学療法士	言語聴覚士
配置数	1	6	1

※理学療法士・言語聴覚士は入所・通所リハビリテーション・訪問看護ステーションと兼務。

II-5. 平和の杜訪問看護ステーション

1. 基本方針

- (1) 利用者及び家族の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮してその療養生活を支援し、心身機能の回復維持を図ります。
- (2) 利用者及び家族の意思及び人格を尊重し痛みや苦しみに寄り添うケアを提供します。
- (3) 利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、福祉・保健・医療サービスとし、安心した在宅生活が継続できるようお手伝いします。

2. 計画内容

(1) - 1 利用者及び家族の特性を踏まえ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

①利用者及び家族の特性を理解し、わかりやすい訪問看護計画書を作成し、目標を共有したうえで看護サービスを提供します。

②訪問看護計画書は、理学療法士等との定期的な情報交換やカンファレンスを行い共同で作成し評価をします。

③訪問看護計画は、医師の指示書、ケアプラン等を基に作成します。

(1) - 2 心身機能の維持回復を図ります。

①主治医の指示のもと、心身機能の変化を認めたときは速やかに状況判断し行動します。

②感染症発生の対策として、平素から研修やシミュレーションを行い、発生時は速やかに行動し、関係機関と連携し体制を整えます。

(2) - 1 利用者及び家族の意思及び人格を尊重し、痛みや苦しみに寄り添うケアを提供します。

①利用者及び家族の価値観や人生を尊重し、様々な情報をわかりやすく説明し、自己決定できるよう支援します。

②様々な痛みや苦しみがあることを理解し看護サービスを提供します。

(3) - 1 様々なサービスと連携し、安心した在宅生活が継続できるようお手伝いします。

①主治医の指示のもと、実施した内容については定期的な報告をするとともに、突発的な病状の変化にはその都度連絡対応をします。

②関係職種と情報連携することで、変化に早く気が付き対応することができます。

③法人内外の関係職種と連携し、退院、退所当日からの訪問看護で安心した在宅生活を提供します。

(4) 月間件数、175 件を目指します。

3. 概況

(1) 職員配置

	管理者	看護師	理学療法士等	事務職員
配置数	1	4	5	6

※管理者は看護師と兼務。

※理学療法士等は他の事業所と兼務。

※事務職員6名は他の事業所と兼務。

Ⅲ. グループホーム福井倶楽部

1. 基本方針

- (1) 家庭的な雰囲気の中で、活気ある日常生活を送れるよう支援します。
- (2) 残存する機能を活かし、自分らしく過ごすことができるよう支援します。
- (3) 地域に開かれた信頼されるグループホーム運営を目指します。

2. 計画内容

- (1) 家庭的な雰囲気での活気ある生活の提供について
 - ①参加しやすい家事や畑仕事、行事を提供し、出来ることは一緒に行います。
 - ・掃除や調理は毎日一緒に行います。
 - ・畑を作り、草むしりや収穫を一緒に行います。
 - ・月1回以上の行事、月2回以上のお菓子作りを企画します。
 - ・季節の行事を継続し、新しい活動を提供します。
- (2) 残存機能を生かした自分らしい生活の提供について
 - ①個別対応に力を入れ、利用者の満足度を高めます。
 - ・利用者の残存機能に合わせた家事や余暇活動を提供します。
 - ・生活機能向上のために理学療法士から指導を受けた個別のリハビリテーションを毎日行います。
- (3) 地域に開かれた信頼されるグループホーム運営について
 - ①家族や地域との交流を密に図ります。
 - ②運営推進会議を開催し活動報告を行い、情報を共有します。
 - ③町内会へ広報誌での活動案内、認知症についての情報提供を行います。
 - ④新型コロナウイルス感染症対策の面会制限の期間はテレビ電話の活用や写真提供等でこまめに近況報告を行い、家族の不安を取り除けるように努めます。

3. 概況

- (1) 入居者定員 9名
- (2) 基準と配置数

	管理者	計画作成 担当者	介護職員	看護職員	合計
基準	1	1	3	0	4
配置数	1	1	7	1	8

※管理者及び計画作成担当者は介護職員を兼務。

2021 年 度 行 事 予 定 表

【各種委員会等】

内部監査委員会	随時	表彰・制裁認定委員会	随時	運営会議	1回/月定例	安全衛生委員会	1回/月定例
接遇向上委員会	1回/月定例	倫理委員会	随時	身体拘束廃止委員会	1回/月定例	事故防止対策委員会	随時
感染対策委員会	1回/月定例	褥瘡対策委員会	1回/月定例	苦情処理委員会	随時	入所判定会議	随時
入所サービス担当者会議	随時	入所継続判定会議	随時	給食会議	1回/月定例	経口維持会議	1回/月定例
通所会議	1回/月定例	通所業務改善委員会	1回/月定例	通所事故対策・事故予防員会	随時	新規通所利用者カンファレンス	随時
居宅介護支援事業所会議	概ね週1回	訪問看護会議	1回/月定例				

歯科診療	1回/週
理美容	3回/月
広報誌「杜のこえ」	毎月発行

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	3階 2階 通所リハビリテーション	歌声喫茶 春の味覚を味わう会 昼食バイキング	春の運動会 春のお茶会 お花見ドライブ	初夏のスイカ割り 特別なおやつ 個別お食事会	流しそうめん フルーツポンチ 個別お食事会	夏祭り	敬老会	運動会 体育祭	鍋の会 映画鑑賞会	クリスマス会	新年会	節分	ひな祭り 紙漉き作品展 鍋の会
	研修計画	○事業計画について ○新任職員研修 事故防止研修 身体拘束廃止研修 感染対策研修 褥瘡対策研修 口腔ケアについて	○倫理と法令遵守について	○褥瘡予防について	○食中毒予防について	○ストレスチェックについて	○災害発生時について	○緊急時の対応について	○事故・ひやりはつと ～集計と傾向について～	○ノロウイルスについて	○接遇について	○事故の予防について	○身体拘束について
	外部研修		・介護現場での適切なケア ・接遇マナー研修	・認知症介護基礎研修 ・対人援助レベルアップ研修 ・医療安全セミナー	・コーチング研修 ・援助的コミュニケーション ・防火・救命実務研修	・アンガーマネジメント ・問題解決スキルアップ研修	・北海道高齢者虐待防止推進研修会 ・実務指導者研修 ・リスクマネジメント	・身体拘束廃止に関するシンポジウム ・認知症介護実践者研修	・北海道老人保健施設大会 ・認知症スキルアップ研修 ・実習指導者講習会	・感染症研修会	・口腔セミナー		
	介護サービスの報告・点検	事業所評価	現況報告提出				基準・加算チェックシート			集団指導 介護サービス 情報公表提出	介護サービス 情報公表調査		
	法人本部事務局		2020年度事業報告 2020年度決算報告 第三者委員への報告 職員健康診断	法人現況報告 監事監査 理事会 理事改選 評議員会 評議員改選 ストレスチェック			監事監査 理事会	24条協定 36条協定	一次補正予算 第三者委員への報告	監事監査 理事会			監事監査 理事会 最終補正予算 2022年度事業計画 2022年度当初予算
	消防訓練					消防検証訓練 (防災協会)							消防検証訓練
	自主点検	建物・消防設備		重油用地下タンク 及びオイルポンプ				建物・消防設備					
	点検(業者委託) エレベーター保守点検・害虫駆除調査毎月実施		レジオネラ属菌検査	自動ドア保守点検	井戸水水質検査 地下貯水槽清掃	消防用設備等点検	重油用地下タンク 保守検査・点検 建築設備定期検査 防火設備定期検査		ロードヒーティング ボイラー点検	給湯ボイラー 保守点検・清掃	消防用設備等点検	井戸水水質検査 地下貯水槽清掃	
福井倶楽部	行事	お食事会	外出行事 花見ドライブ	家族参加行事 バーベキュー	外出行事	平和の杜夏祭り 町内会夏祭り個別行事	家族参加行事 長寿を祝う会	町内ブドウ狩り 紅葉ドライブ外出行事	漬物つけ	クリスマス会 町内クリスマス会	餅つき会 町内新年会	節分	家族参加行事 鍋の会 ひな祭り
	その他 (定期・不定期)	職員会議(月1回)、運営推進会議(2か月に1回)、避難訓練(年2回)、消防用設備点検(年2回)、避難口除雪(冬季間随時)、喫茶の日(月2回)、誕生会(随時・当日)、実習生・ボランティア受け入れ(随時)											
人財育成	人事考課	一次面談日程決定 面談用紙配布	一次面談 達成状況報告	理事長報告				二次面談日程決定 面談用紙配布	二次面談 達成状況報告	理事長報告		目標設定面談日程 決定 面談用紙配布	年度目標振り返り 目標設定面談
		※新採用者:新任職員研修、中途採用者随時説明											

社会福祉法人杜の会 組織図

2021.4.1

- 介護老人保健施設 平和の杜
- 平和の杜短期入所療養介護
- 平和の杜通所リハビリテーション
- 平和の杜居宅介護支援事業所
- 平和の杜訪問リハビリテーション
- 平和の杜訪問看護ステーション
- グループホーム福井倶楽部

